



＜目次＞

令和 7 年 12 月号

1. 2025 年度モデル賃金のご紹介
2. 健康保険証の利用終了とマイナ保険証の利用推進について
3. 産業別（特定）最低賃金が改定されます（福岡県）
4. 年末年始の休業について

「モデル賃金」とは、標準年齢で学校を卒業後、直ちに入社し、以後標準的に勤務し、昇進して、現在標準的な地位、成績にあたる者の賃金です。なお、ここでいう「モデル賃金」は、所定時間内賃金（月々決まって支給される賃金で、通勤手当、残業・深夜などの時間外手当を除く）としています。

労務行政研究所が、2025 年度モデル賃金をまとめたところによりますと（調査対象は、全国証券市場の上場企業 3,831 社と、上場企業に匹敵する非上場企業 1,386 社の合計 5,217 社で、このうち回答のあった 171 社）、「賃上げ額・率の推移」は図 1、「モデル条件別年収および年間定期給与、年間賞与額」は図 2 の通りです。

【図 1】

年 度	所定時間内 賃金(円)	平均 年齢(歳)	平均 勤続(年)	賃上げ額			賃上げ率		
				定期昇給	ベースアップ	合計	定期昇給	ベースアップ	合計
2016	311,027	39.0	14.2	5,032(85.5)	656(11.5)	5,669	1.64	0.21	1.86
2017	315,508	38.9	13.9	4,943(87.4)	711(12.6)	5,679	1.59	0.23	1.84
2018	300,003	38.1	13.0	4,749(82.2)	1,028(17.8)	5,791	1.63	0.35	1.98
2019	301,002	38.2	12.9	4,998(86.4)	784(13.6)	5,665	1.69	0.26	1.92
2020	302,023	38.2	12.8	4,708(86.5)	734(13.5)	5,301	1.60	0.24	1.79
2021	298,737	38.4	12.9	4,914(92.7)	389(7.3)	5,079	1.67	0.13	1.73
2022	300,056	38.6	12.6	5,096(75.8)	1,628(24.2)	6,644	1.75	0.55	2.29
2023	304,342	38.9	12.8	5,103(49.3)	5,257(50.7)	10,193	1.74	1.76	3.47
2024	311,746	38.8	12.8	5,757(39.3)	8,886(60.7)	14,520	1.94	2.94	4.89
2025	320,365	38.7	12.6	5,227(34.1)	10,095(65.9)	15,155	1.71	3.24	4.96

※「定期昇給」「ベースアップ」と「合計」とは集計（回答）企業が一致しないため、「定期昇給」と「ベースアップ」を足しても「合計」とは一致しない。※（）内は「定期昇給+ベースアップ」=100とした時の割合

賃上げは 09~13 年度にかけて 5,000 円前後で推移していくましたが、企業業績の回復や経済界に対する政府の賃上げ要請に後押しされ、14 年度は 5,896 円に上昇しました。さらに 15 年度は 6,000 円を超え、その後 19 年までは 5,000 円台後半で推移しましたが、コロナ禍であった 20・21 年度は前年度より減少、22 年度はコロナ禍の影響が一服したこともあり、15 年度以降 7 年ぶりに 6,000 円台となり、23 年度はコロナ禍からの回復が本格的に進んだことで経済活動が正常化し、物価高への対応としてベースアップを実施する企業が増えたことから、93 年度以降 30 年ぶりに 1 万円を超ました。さらに 24 年度は、円安等に伴う物価高への対応に加え、少子高齢化が進む中で、より優秀な人材を採用したいという思惑から多くの企業が新卒初任給を大幅に上げたこと、また政府による「賃上げ促進税制」の改正による後押しもあり、1 万 4,520 円の高水準となりました。25 年度も、24 年度の流れを受けて、91 年度以降 34 年ぶりに 1 万 5,000 円を超える 1 万 5,155 円の高水準となりました。

【図 2】

-百円-

年 齢 (歳)	扶養家族 (人)	大学卒（事・技）				高校卒（事・技）			
		社数(社)	年収	年間定期給与	年間賞与	社数(社)	年収	年間定期給与	年間賞与
18	0					59	25,648	24,900	748
20	0					56	36,148	26,268	9,880
22	0	132	30,900	29,832	1,068				
25	0	134	44,384	32,064	12,320	56	41,922	30,144	11,778
27	1	114	49,827	35,748	14,079	53	47,169	34,212	12,957
30	2	119	55,631	39,708	15,923	55	52,565	38,160	14,405
35	3	117	66,406	46,956	19,450	55	60,412	43,740	16,672
40	3	107	77,185	53,868	23,317	51	67,860	48,708	19,152
45	3	84	92,944	65,064	27,880	48	75,097	54,084	21,013
50	2	93	102,653	70,812	31,841	33	93,118	66,252	26,866
55	1	83	111,045	76,044	35,001	30	99,808	70,440	29,368
57	1	84	111,221	76,872	34,349	33	101,646	71,532	30,114
59	1	75	111,941	77,136	34,805	30	99,345	69,120	30,225

※空欄部分は調査を行っていない ※年間賞与は 24 年年末および 25 年夏季の賞与・一時金を合計したもの

35 歳、45 歳、55 歳の年収をそれぞれ昨年度の結果と比較しますと、いずれも年間定期給与・賞与ともに増加しています。労働力人口が減少し、雇用の確保が難しくなってきている現在、このようなデータを参考にし、人件費の決定をすることも必要だと思われます。

2. 健康保険証の利用終了とマイナ保険証の利用推進について

令和7年12月2日以降、すでに発行済の健康保険証は利用できなくなります。健康保険証が利用できなくなった後、協会けんぽは「マイナ保険証」の利用を推進しており、特別の案内サイトを開設しています。本号は、当サイトから「マイナ保険証のメリット」と、「マイナ保険証の安全性」について取り上げてご案内いたします。

【マイナ保険証のメリット】

- ①過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる。
 - ・受付時に情報提供に同意することで、過去に別の医療機関や薬局で処方された薬や健診結果の情報を医師や薬剤師に共有することができます。
- ②手続きなしで高額な窓口負担が不要になる。
 - ・高額な医療費が発生する場合、窓口での一時的な自己負担や、事前の書類申請手続きが不要になります。
- ③確定申告の医療費控除申請が簡単になる。
 - ・領収書を保管、提出する必要がなくなり、マイナポータルで簡単に手続きできます。
- ④救急時、適切な応急処置や病院の選定などに活用する。
 - ・マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、搬送中の応急処置や病院の選定を適切に行うことができます。

【マイナ保険証の安全性】

- ①マイナンバーカードってそもそも安全?
 - ・マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。
 - ・また、マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、ほかの人は使えません。
 - ・暗証番号を一定回数間違えるとカード機能がロックされます。
- ②マイナンバーを知られると悪用される?
 - ・マイナンバーを知られてしまっても、マイナンバーを使う手続きは必ず本人確認とセットで行うこととなっているため、本人の代わりに手続きなどを行うことはできません。
- ③もしマイナンバーカードを落としてしまった?
 - ・マイナンバーカードを落としたら、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に電話することで、一時的にカードの利用を停止することができます。
 - ・見つからない場合は、市町村窓口でカード廃止手続きと再交付申請を行ってください。

令和7年12月2日以降、すでに発行済の健康保険証（協会けんぽ）は各個人で破棄していただいて問題ありません。詳細について不明点がありましたら、COMMIMENTまでお問い合わせください。

3. 産業別（特定）最低賃金が改定されます（福岡県）

令和7年度の福岡県の産業別（特定）最低賃金が以下の表のとおり改定されます。

最低賃金は、特定の産業に従事する労働者が対象である「特定（産業別）最低賃金」と「地域別最低賃金」の2種類があります。特定との両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。※福岡県の地域別最低賃金は1,057円です（令和7年11月16日適用）。

対象産業	適用除外（「福岡県最低賃金」が適用されます）	時間額	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け又は整理の業務に主として従事する者	1,176円	令和7年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ) バリ取り、かえり取り又は鋸ばり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務	1,137円	令和7年12月10日
輸送用機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者	1,147円	令和7年12月10日
百貨店、総合スーパー	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者	1,065円	令和8年2月1日
自動車（新車）小売業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	1,131円	令和7年12月10日

4. 年末年始の休業について

当法人の年末年始の業務期間および休業期間は以下を予定しております。ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願ひ申し上げます。

12/26(金)	12/27(土)～1/4(日)	1/5(月)
12時まで営業	休日	通常営業